

「小松島市創業促進事業補助金」のご案内

小松島市内で新たに創業を行う方に対して、その創業等に要する経費の一部を補助します。

▼**対象者** 小松島市内で新たに創業を行う個人の方、会社の代表者の方

※「第一創業を行う方」「創業して1年以内の方」も含まれます。

▼**募集期間** 5月8日(月)から6月9日(金)まで

▼対象経費

①創業に必要な官公庁への書類作成等に係る経費

②設備費(リース・レンタルで調達するものに限る。)

③広報費

④感染症防止対策等に係る費用

⑤原材料費

▼**補助金額** 対象経費の1/2以内(補助上限50万円)

詳しくは、市ホームページに掲載している「募集要領」をご確認ください。

申請書類の様式等についても市ホームページよりダウンロードできます。

☎ 市商工観光課

32・3809 / FAX 33・0938

Mail:syoukou@city.komatsushima-i.tokushima.jp

令和6年小松島市「二十歳の成人式」のご案内(予定)

▼**日時** 令和6年1月7日(日) 午後1時式典開始予定 (正午より受付)

▼**場所** 市立体育館(立江町字赤石74番地)の2予定

▼**対象者** 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

二十歳の成人式実行委員若人ボランティア募集

事前の企画や打ち合わせ、当日の運営などのボランティア活動を行う実行委員を募集します。令和6年に「二十歳の成人式」に出席する皆さん、二十歳の思い出に企画や運営に携わってみませんか。ご興味のある方は、電話、FAX、電子メールにて左記お問い合わせ先までお申し込みください。

▼**対象者** 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(10名程度)

▼**応募期間** 6月30日(金)まで ※第1回実行委員会は8月中旬(お盆期間)を予定

☎ 市教育委員会生涯学習課(教育委員会2階)

32・2700 / FAX 33・1230

Mail:shougai@city.komatsushima-i.tokushima.jp

ご存じですか? 国民年金保険料の「学生納付特例制度」

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、下記のとおり学生の方については、「学生納付特例制度」の申請により、在学中の保険料納付が猶予されます。

対象となる学生

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

対象となる所得基準

申請者本人の前年所得が、「128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等」以下となる方

申請方法

学生証(写し)または在学証明書(原本)と年金手帳や基礎年金番号通知書、マイナンバーカードをお持ちになって市保険年金課年金担当窓口(市役所1階③番窓口)にて申請してください。

令和4年度に承認された方で今年度も在学の方には、日本年金機構から申請書(ハガキ)が送付されます。必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

承認を受けた期間の取り扱いについて

学生納付特例の承認を受けた期間中の不慮の事故や病気により障がいが残った場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。また、承認を受けた期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

保険料の追納制度

「学生納付特例期間」については、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

【お問い合わせ先】

市保険年金課(市役所1階③番窓口)

☎ 32・4120 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima-i.tokushima.jp

日本年金機構からのお知らせ

日本年金機構では、初めて年金制度に加入された20歳到達者に向けて、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。

ぜひ、この機会に動画をご視聴ください。

「国民年金の加入と保険料のご案内」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>